

【事案Ⅱ-16】入院共済金請求

・平成30年3月13日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は平成29年1月、第三者から暴行を受け、頭部、頸部、肩部、腰部、足部を受傷し、その翌日から「外傷性頸部症候群、外傷性腰部症候群、後頭部・右肩甲部・左下腿打撲」の診断下に同日から平成29年2月22日まで40日間入院した。これにより被申立人に入院共済金を請求したところ、当該入院は入院の定義に該当しない、または免責事由に該当するとして入院共済金の支払を拒絶されたため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、入院共済金入院日額31,000円に入院日数40日乗じた1,240,000円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は平成29年1月13日、第三者から暴行を受け、頭部、頸部、肩部、腰部、足部を受傷した。
- (2) 同日、医療機関を受診し、一旦帰宅したが、体調が悪化したため、翌日に医療機関を受診し、外傷性頸部症候群、外傷性腰部症候群、後頭部打撲、左肩甲部打撲、左下腿打撲と診断され、即日入院し、平成29年2月22日の退院に至るまで、40日間入院した。
- (3) 被申立人に入院共済金を請求したところ、入院の定義に該当しない、または免責事由に該当するとして、共済金の支払を拒絶された。
- (4) 被申立人以外の他社医療・傷害保険の入院給付金の請求も行ったが、全て支払われている。被申立人が入院の定義に該当しない、または免責事由に該当すると主張して入院共済金の支払を免れようとするのは、共済金の不払いを行っているものと考えられる。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 入院による治療に関しては医師が判断するが、共済契約に基づく共済金の支払ができる入院であるか否かは、約款・事業規約の「入院の定義」に該当するかどうかとの観点により、被申立人が決定する。
- (2) 診断書によれば、X線・CTによる検査では異常所見は確認できない。
- (3) また、看護サマリー等によれば、本件入院は申立人の希望によるものであることが確認できる。

- (4) 看護記録等によれば、申立人は病院内を自由に動き回ることが可能であり、その治療内容もトリガーポイント注射、薬剤の処方等、入院しなければならない治療は確認できない。
- (5) これらのことより、申立人には入院を要する程度の症状はなく、入院しなければならない治療も確認できないことから、本件入院は「入院の定義」に該当しない。
- (6) また、入院原因となった傷病名である「外傷性頸部症候群、外傷性腰部症候群」は他覚的所見はなく、約款・事業規約の免責事由に該当するため、この点でも入院共済金を支払うことはできない。
- (7) 申立人は、被申立人以外の他社医療・傷害保険の入院給付金につき、すべて支払済みである旨主張するが、保険金・共済金の支払の可否は、保険会社・共済団体がそれぞれ独自に判断するので、被申立人の決定を変更する理由にはあたらない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 約款・事業規約における「入院」の定義の規定意義は、客観的に「入院」を判断することによって、主観的な、恣意的な入院を除外しようとするものであり、共済の性質からも合理的である。
とするならば、本件「入院」に該当するかどうかは、医療水準という客観的・合理的な基準に照らして、当該治療実態を、客観的に判断して決められるべきである。
- (2) 本件の受傷については、医療機関Bで次の事柄が確認されている。①大きな出血や切り傷はなかった。②入院を必要とした傷病名は、外傷性頸部症候群と外傷性腰部症候群であった。③入院を指示した理由として患者の痛みの症状が強く、入院の希望があった。④治療内容については、入院後の理学療法と、頸部および腰部に対して、トリガーポイントブロック注射であった。⑤入院しなければならない治療はなかった。
- (3) このように本件では、第一に、本件受傷の実態に照らして、本件で医学的に入院治療の必要があったかどうか、そして第二には、治療の実態が入院して行わなければならない治療であったかどうかということが問題となる。
- (4) 第一に関して、外傷において打撲のみでは入院治療の必要となることは通常ではない。本件の打撲等に関して、神経学的所見も指摘されていないし、画像検査等でも異常所見はない。そこで、患者の痛みが強いという主張だけでは医学的に入院治療を要するとはいえない。そして入院初日において、患者はトイレや入浴も可能であり、荷物の整理のために約4時間外出もしている。とすると、後は経過観察のために入院させる必要があったかどうかということになる。
- (5) しかし、本件では、頭痛やめまい、嘔気症状についての診察所見がない。という

ことは経過観察目的での入院ということでもないと判断される。また、経過観察に40日もの日数を必要とするということもない。

- (6) 第二に関して、主治医は連日トリガーポイントブロック注射を行うという治療から入院がふさわしいとしている。しかし、一般的には、トリガーポイントブロック注射を連日行うことは、標準的な治療とは認められないし、弊害等も指摘される治療法である。また、そのような注射は通院でも可能であるし、本件患者は独歩も自立していた。そのように考えると、本件治療は、必ずしも入院して行わなければならないと客観的・合理的に医学的に認められるものではない。
- (7) したがって、本件においては、入院の要件を充たさず、この点から申立人の入院共済金の請求を認めることはできない。
- (8) よって、「他覚的所見が認められないとして免責事由に該当するかどうか。」について判断するまでもなく、申立人の請求は認められないというべきである。